

ユネスコ無形文化遺産登録に向けて

(第2回)

『山・鉾・屋台行事』 提案までの経緯と内容

8月号では、秩父祭を含む『山・

鉾・屋台行事』が候補として申請

されるまでの経緯と内容について、解説します。

■申請までの経緯

■当初の国の動きと秩父祭

平成18年、ユネスコにより「無形文化遺産の保護に関する条約」の発効を受け、文化庁はその登録に向けて積極的に動き始めました。

幸い、日本は古くから文化財保護法で無形文化財・無形民俗文化財の指定を行っていることもあり、これを分野ごとに分け、指定の古い順から各文化財を登録候補として申請する方針を打ち出しました。山・鉾・屋台等の行事についても同様に進められ、平成21年に「京都祇園祭の山鉾行事」(京都市)・「日立風流物」(茨城県日立市)の2件が登録されました。それによく形で、平成22年に「秩父祭の屋台行事と神楽」・「高山祭の屋台行事」(岐阜県高山市)の2件について、ユネスコ事務局に申請書類が提出されました。

■ユネスコによる方針の変更

ところが平成22年5月、ユネスコ事務局は各国からの提案件数が多くなるとして、秩父祭をはじめとする93件の審査を先送りしました。また、翌年には審査を担当する政府間委員会の前段階として補助機関(後の評価機関)が設けられ、日本から申請された13件の案件のうち、秩父祭を含む11件が既に登録となっていた案件との区別を明確にするための「情報照会」を求められる結果となりました。

これら一連のユネスコ事務局の判断は、本制度が成立した当初には予定のなかつたものであるため、文化庁は本制度に対する意見具申を行いました。

その結果、その後の「無形文化遺産」の申請におけるユネスコの年間の審査件数(50件)や各国の年間の申請件数(1件)についての方向付けがされました。

■その後の国の動きと経緯

これを受けて、文化庁は提出書類の考え方について改めて検討

し、今後は既に登録されているものも含めて、各文化財を分野でグループ化して提出する方針を決定しました。

その最初の案件として、平成24年に既に無形文化遺産に登録されていた「石州半紙」(島根県浜田市)、秩父祭同様に「情報照会」扱いとなっていた「本美濃紙」(岐阜県美濃市)に、新たに「細川紙」(小川町・東秩父村)を加えて「和紙・日本の手漉き和紙技術」を提出し、平成25年にはユネスコ無形文化遺産として登録されました。



日立風流物 (茨城県日立市)

これに続き、文化庁は秩父祭を含む32件を「山・鉾・屋台行事」として申請することを決定し、平成26年3月にユネスコへ申請書類が提出されました。

ところが、その年の提出案件が

9月号では、「山・鉾・屋台行事」の内容と今後の展望について、詳しく解説します。

問 文化財保護課 ☎ 22-2481

都道府県	祭礼行事名
青森県	八戸三社大祭の山車行事
秋田県	角館祭りのやま行事 土崎神明社の曳山行事 花輪祭の屋台行事
山形県	新庄まつりの山車行事
茨城県	日立風流物
栃木県	烏山の山あげ行事 鹿沼今宮神社祭の山車行事
埼玉県	秩父祭の屋台行事と神楽 川越氷川祭の山車行事
千葉県	佐原の山車行事
富山県	高岡御車山祭の御車山行事 魚津のタテモノ行事 城端神明宮祭の曳山行事
石川県	青柏祭の曳山行事
岐阜県	高山祭の屋台行事 古川祭の起し太鼓・屋台行事 大垣祭の輦行事
愛知県	尾張津島天王祭の車樂舟行事 知立の山車文樂とからくり 犬山祭の車山行事 龜崎潮干祭の山車行事 須成祭の車樂船行事と神葭流し
三重県	鳥出神社の鯨船行事 上野天神祭のダンジリ行事 桑名石取祭の祭車行事
滋賀県	長浜曳山祭の曳山行事
京都府	京都祇園祭の山鉾行事
福岡県	博多祇園山笠行事 戸畠祇園大山笠行事
佐賀県	唐津くんちの曳山行事
熊本県	八代妙見祭の神幸行事
大分県	日田祇園の曳山行事

ユネスコの年間審査件数を上回った(61件)ことから、ユネスコ事務局は、登録件数の多い国の申請については1年先送りにするとの方針を発表し、「山・鉾・屋台行事」の審査は1年先送りとなりました。平成27年3月、文化庁はその年に新しく文化財指定となつた「垣祭の軸行事」(岐阜県大垣市)を加えた33件を「山・鉾・屋台行事」として改めて申請しました。

なお、今回申請された33件の「山・鉾・屋台行事」は、左記の一覧表のとおりです。